

## 地域相談支援マニュアル《別冊》

# 地域移行支援・ 地域定着支援 報酬の算定要件等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて、札幌市の『地域相談支援給付費の申請及び支給について』の改訂がされました。マニュアルの別冊として、この『地域移行支援・地域定着支援報酬の算定要件等について』をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル等と合わせてご活用下さい。

### <引用>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準【厚生労働大臣が定める基準】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準【基準省令】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1

2025（令和7）年2月

札幌市保健福祉局 障がい福祉課  
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

# 目次

地域移行支援サービス費（基本報酬）の算定について	3
地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について①	6
地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について②	9
加算の算定について① 初回加算 （地域移行支援）	10
加算の算定について② 集中支援加算 （地域移行支援）	11
加算の算定について③ 退院・退所月加算 （地域移行支援）	12
加算の算定について④ 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）・（Ⅱ） （地域移行支援）	13
加算の算定について⑤ 体験宿泊加算（Ⅰ）・（Ⅱ） （地域移行支援）	15
加算の算定について⑥ 日常生活支援情報提供加算 （地域定着支援）	18
加算の算定について⑦ ピアサポート体制加算 （地域移行支援・地域定着支援）	19
加算の算定について⑧ 居住支援連携体制加算 （地域移行支援・地域定着支援）	21
加算の算定について⑨ 地域居住支援体制強化推進加算 （地域移行支援・地域定着支援）	22

地域移行支援サービス費（基本報酬）の算定について

		算定要件		
		地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3157単位	地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2422単位	
<p>基本報酬</p> <p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）の何れか</p>	<p>地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3613単位</p> <p>ア 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害者関係従事者養成研修事業について」（平成26年3月31日付け発0331第五号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の（2）のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者（当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた）である相談支援専門員を一人以上配置していること。</p> <p>イ 当該事業所において、地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、地域相談支援基準第一条第一項第二号から第四号までに規定する施設（以下「対象施設」という。）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が3人以上であること。</p> <p>ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。</p> <p>※「対象施設」とは、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等</p>	<p>ア 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害者関係従事者養成研修事業について」（平成26年3月31日付け発0331第五号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の（2）のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者（当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた）である相談支援専門員を一人以上配置していること。</p> <p>イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が一人以上であること。</p> <p>ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。</p> <p>※「対象施設」とは、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等</p>	<p>地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2422単位</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>「対象施設」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院は、精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。</li> <li>・障害者支援施設等は、障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護。</li> <li>・救護施設等は、救護施設若しくは更生施設。</li> <li>・刑事施設等は、刑事収容施設、刑事施設、少年院、更生保護施設、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設。</li> </ul> </div>	<p>以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない</p> <p>（一）地域移行支援計画の作成</p> <p>（二）利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合</p>
	<p>虐待防止措置未実施減算 ×99/100</p>	<p>指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>		

<p>業務継続計画 未策定減算 ×99/100</p>	<p>指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>令和7年4月1日から適用</p>
<p>情報公表 未報告減算 ×95/100</p>	<p>障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>特別地域加算 +15/100</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等をしている地域相談支援給付支給決定対象者に対して、指定地域相談支援を行った場合に加算する</p> <p>【特別地域加算】参照</p>
<p>地域生活支援 拠点等機能強化 加算  500単位/月</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援の事業と指定自立生活援助、指定地域定着支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準第一号イ又はロに掲げる基準（以下「機能強化型基準」という。）に適合していること。</p> <p>(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する障害者総合支援法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) イの(1)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。</p> <p>(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</p>

<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<p>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域  二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島  三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯  四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地  五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村  六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島  七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域  八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域  九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域  十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島  ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定地域相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</p>
<p>サービス提供の記録</p>	<p>指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しなければならない。  記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けなければならない。</p>

地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について①

	算定要件 (自立生活援助との併給不可)			
<p>基本報酬 ※緊急時支援費は算定要件を満たしていることを前提に、(I)と(II)の何れか</p>	<p>体制確保費 315単位/月</p>	<p>緊急時支援費 (I) 734単位/日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>+50単位</p> <p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出た指定地域移行支援事業所の場合</p>	<p>緊急時支援費 (II) 98単位/日</p>	<p>以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等 ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握</p>
	<p>利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制の確保等を行った場合。</p>	<p>利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</p>		
		<p>緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合。</p>	<p>緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合。</p>	
<p>虐待防止措置 未実施減算 ×99/100</p>	<p>指定基準第45条において準用する指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>			
<p>業務継続計画 未策定減算 ×99/100</p>	<p>指定基準第45条において準用する指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>令和7年4月1日から適用</p>			
<p>情報公表 未報告減算 ×95/100</p>	<p>障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>			

<p>特別地域加算 +15/100</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合に加算する</p> <p>【特別地域加算】参照</p>	
<p>地域生活支援 拠点等機能強化 加算</p> <p>500単位/月</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域定着支援の事業と指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (3) 機能強化型基準に適合していること。 (4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。 ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) イの(1)の基準に適合すること。 (2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。 (3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</p>	
<p>記録について</p> <p>※体制確保費については 地域定着支援台帳について</p>	<p>利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成しなければならない</p>	<p>要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録 記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けなければならない</p>

<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</li> <li>二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島</li> <li>三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯</li> <li>四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地</li> <li>五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村</li> <li>六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島</li> <li>七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</li> <li>八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域</li> <li>九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域</li> <li>十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島</li> <li>※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定地域相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</li> </ul>
--	---

## 地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について②

### 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

#### VOL.1 問94

緊急時支援費（Ⅱ）については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

（答）

緊急時支援費（Ⅱ）については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費（Ⅰ）のみを算定することとなり、緊急時支援費（Ⅱ）との併給はできないことに留意すること。

加算の算定について①

加算		初回加算
単位数	地域移行支援	500単位
	地域定着支援	
加算の算定要件		<p>サービスの利用開始月において算定。</p> <p>初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可		
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		
備考		

加算の算定について②

加算		集中支援加算
単位数	地域移行支援	500単位
	地域定着支援	
加算の算定要件		利用者との対面による支援を1ヵ月に6日以上実施した場合に算定。
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		・退院・退所月加算
記録(作成)		
備考		

加算の算定について③

加算		退院・退所月加算	
単位数	地域移行支援	2700単位	+500単位
	地域定着支援		
加算の算定要件		<p>退院・退所する月において算定。</p> <p>利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意。</p> <p>また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等を行うことが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できる。</p> <p>この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させる。</p> <p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p> <p>退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>(一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>(二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>(三) 死亡による退院、退所等の場合</p>	<p>利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものであること。</p>
算定回数			
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中支援加算</li> </ul>	
記録(作成)			
備考			

加算の算定について④

加算		障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	
単位数	地域移行支援	（Ⅰ）500単位/日 （Ⅱ）250単位/日	+50単位
	地域定着支援		
加算の算定要件		<p>障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定。</p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p>	<p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、さらに1日につき50単位を加算。</p>
算定回数		<p>障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>（Ⅰ）については、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>（Ⅱ）については、6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</p>	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）	
他の加算との併給不可			
<p>※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない</p> <p>記録（作成）</p>			

<p style="text-align: center;">備考</p>	<p>「地域生活拠点として位置づけられている」とは、運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p> <p>なお、市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域移行支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域移行支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</p> <p>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</p>
---------------------------------------	---

加算の算定について⑤

加算		体験宿泊加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		
単位数	地域移行支援	（Ⅰ）300単位 （Ⅱ）700単位		+50単位
	地域定着支援			
加算の算定要件		<p>単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。</p> <p>体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場所」という。）において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。</p> <p>体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも1晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。</p> <p>夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。</p>		<p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、（Ⅰ）又は（Ⅱ）に定める単位数に、さらに1日につき50単位を加算するものとする。</p>
算定回数		<p>（Ⅰ）については、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合に、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日を限度として1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>（Ⅱ）については、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日を限度として1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。</p> <p>体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p>		

基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない		
記録(作成)		
備考	<p>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</p> <p>施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。</p>	<p>「地域生活拠点として位置づけられている」とは、運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p> <p>なお、市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域移行支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後、市町村から指定地域移行支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</p> <p>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から</p>

		<p>なく、十時が 地域生活支援拠 点等のコーディネ ーター機能を担 う相談支援事業 所等の拠点関係 機関との情報連 携に努めること とし、行政機関 や拠点コーディネ ーターとの日 常的な情報連携 や地域における 地域生活支援拠 点等に係る会議 体や協議会へ積 極的に参画する こと。</p>
--	--	--

加算の算定について⑥

加算		日常生活支援情報提供加算
単位数	地域移行支援	100単位
	地域定着支援	
加算の算定要件		精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合。
算定回数		当該利用者一人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録(作成)		情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。
備考		「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。  「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。

加算の算定について⑦

加算		ピアサポート体制加算
単位数	地域移行支援	100単位
	地域定着支援	100単位
加算の算定要件		<p>都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）が認める者（以下「障害者等」という。）であって、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者として従事する者。</p> <p>イ 管理者、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者として従事する者。</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可		
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		

備考	<p>研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする）へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p>研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修</p> <p>障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。</p> <p>(ア) 身体障害者 身体障害者手帳</p> <p>(イ) 知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。）が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>(ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。）が認める書類又は確認方法</p>
----	---

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

<p>VOL.1問7 ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。 （答） 算定することが可能である。</p>
---

加算の算定について⑧

加算		居住支援連携体制加算
単位数	地域移行支援	35単位
	地域定着支援	35単位
加算の算定要件		住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合。
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。
備考		<p>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応等に関する情報であること。</p> <p>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</p> <p>当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする）へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

加算の算定について⑨

加算		地域居住支援体制強化推進加算
単位数	地域移行支援	500単位
	地域定着支援	500単位
加算の算定要件		利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合。
算定回数		当該利用者1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 （加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ）
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		「在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導」等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※報酬告示では、「居宅における生活上必要な説明及び指導」と記載があり、留意事項通知では、「在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援」と記載がある。
備考		「説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題」は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。  「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八」は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。